








海外の更生保護制度対照表

	アメリカ (主として連邦について記載) 	イギリス (イングランド&ウェールズ) 	ドイツ 	フランス 	韓国 	オーストラリア 	カナダ 
人口(推計)	29,034万人(2003年)	6,009万人(2003年)	8,254万人(2003年)	6,168万人(2004年11月)	4,815万人(2004年4月)	1,971万人(2002年) (ヴィクトリア州の人口は、489万人)	3,001万人(2001年)
刑事司法制度の概要	◆アメリカの刑事司法制度は連邦と州の二重構造になっており、連邦法違反は連邦裁判所、州法違反は州裁判所で扱われる(少年事件は、各州の少年裁判所が取り扱っている)。 ◆各州の刑事司法制度は多種多様であり、それぞれ独自の運用がなされている。	◆イングランド&ウェールズの刑事司法制度は基本的に統一されている。	◆16の州から構成される連邦国家。州は、連邦の権限とされていない範囲において立法権を有している。刑法及び刑の執行、裁判所の構成、裁判手続等については、連邦の競合的立法事項とされており、州は、連邦がその立法権を行使しない間に限り立法権を有する。 ◆ドイツには、連邦憲法裁判所その他の連邦の裁判所、州の裁判所が設置されている。裁判権は、基本的には通常、行政、社会及び財政に区分され、この区分に従って設置される州の裁判所が下級審、連邦の裁判所が最終上訴審となる。警察は原則として、州の機関であり、州ごとに異なった警察法を有する。	◆フランスの刑事司法制度は基本的に統一されている。 ◆フランスの更生保護は、司法省(青少年司法保護局及び行刑局)及びその出先機関並びに援助資格のある民間の協力期間により実施されている。 ◆成人については、裁判所に設置された保護観察委員会、少年については、司法省少年保護局の出先機関である事務局の指揮監督下にある少年裁判所付設サービス機関が、それぞれ実施機関となっている。	◆韓国の刑事司法制度は、我が国の刑事司法制度に比較的近い。 ◆社会内処遇は基本的に保護観察所が担っている。	◆各地域(州及び特別地域)ごとに刑事司法システムが独自の発展を遂げてきた経緯から、犯罪者に対する具体的な処罰及び処遇の在り方は、各地により相当異なっている。	◆刑事法の立法権限は連邦が有している。 ◆他方、刑事司法の運営は州が所管しており、刑事司法制度の実情は州によってかなり違いがある。 ◆犯罪者の処遇に関しては、刑期2年以上の拘禁刑を言い渡された者は連邦が、それ以外は州が責任を負うこととされている。
処分の種類	以下、連邦の概況。 ①保護観察 ②指導監督付釈放(満期釈放後元の刑期とは別に指導監督に付す制度)	①社会内更生命令(従前のプロベーション命令) ②社会内処罰命令(従前の社会内奉仕命令) ③社会内処罰及び更生命令(従前の結合命令) ④薬物治療及び検査命令 ⑤早期釈放になった者に対する指導監督	①保護観察のための自由刑の執行延期(保護観察付執行猶予) ②保護観察のための自由刑の残刑の執行延期(仮出獄)  なお、裁判所が命じる「行状監督」が命じられた場合、州の「監督署」の監督下に置かれるとともに、保護観察にも付される。	①保護観察付宣告猶予 ②公益奉仕労働付執行猶予 ③保護観察付執行猶予 ④司法上の監督 ⑤仮釈放	①保護観察付宣告猶予 ②保護観察付執行猶予 ③矯正所(刑務所)からの仮釈放者 ④少年の短期保護観察 ⑤少年の保護観察 ⑥少年院からの仮退院者 ⑦家庭暴力法による保護観察 ⑧保護監護所仮出所者 ⑨治療監護所仮出所者・治療委託決定者 ⑩その他の法律(性暴力法、青少年保護に関する法律)により保護観察を受ける者 ⑪保護観察所善導条件付起訴猶予者	以下、ヴィクトリア州の例(主要な命令) ①社会内処遇命令 ②集中的処遇命令 ③仮釈放命令 ④拘禁及び治療複合命令	①条件付刑の免除(保護観察付き刑の免除) ②刑の宣告猶予 ③保護観察命令 ④条件付拘禁刑 ⑤条件付釈放
処分の決定権者、処分の性質	①裁判所 (独立の刑罰と位置付けられ、刑の執行猶予とは直接関連のない制度とされている。ただし、プロベーションが取り消された場合、刑の一般規定に従い、再度刑を科すことを認めていることから、期間中は刑の宣告が猶予されている。) ②裁判所	①～④裁判所 (「社会内刑罰」という概念のもと独立の刑罰として位置づけられている。) ⑤内務大臣 (受刑者の早期釈放・仮釈放の決定及び取消は、内務大臣の権限であるが、仮釈放委員会(Parole Board)に権限の一部(15年未満の拘禁刑受刑者の釈放決定、15年以上の拘禁刑受刑者の釈放に係る内務大臣への勧告等)が委任されている。)	①②裁判所(②は「刑執行部」と呼ばれる裁判所である。) (保護観察官は、有罪判決を受けた者の側に立って、その者を援助し、指導する。)	①～③裁判所 ④予審判事又は自由・拘禁判事 ⑤刑罰適用判事又は刑罰適用裁判所	①②刑事法院(裁判所) (①②は、社会奉仕命令や受講命令と併科することができる。) ④⑤⑦家庭法院 (⑦多くは同法による受講命令を併科した上で実施している。) ③⑥保護観察審査委員会 ⑧⑨社会保護委員会 (保護処分) ⑩刑事法院 ⑪検察庁	①②④裁判所 ③仮釈放委員会	①～④裁判所 ⑤仮釈放委員会(州に設置されていない場合、全国仮釈放委員会)

	アメリカ (主として連邦について記載) 	イギリス (イングランド&ウェールズ) 	ドイツ 	フランス 	韓国 	オーストラリア 	カナダ 
処分の期間	①重罪については1年以上5年以下、軽罪については5年以下、違反については1年以下。 ②受刑期間に引き続く一定の期間(1年以上5年以下)	①6月以上3年以内で定められる。 ②社会内処罰命令の場合、40時間から240時間の無償労働が科される。 ③①及び②で定められる。 ④6月以上3年以内 ⑤12月以上4年未満の拘禁刑の場合は、刑期の2分の1を経過した時点で自動的に早期釈放され、4年以上の拘禁刑の場合は遅くとも刑期の3分の2を経過した時点で、早期釈放され、同4分の3までプロベーションサービスの指導監督を受ける。 *裁量的無期刑の場合は、最低拘禁期間経過後に早期釈放となりうるが、一定の義務の軽減(報告義務の免除)はあるものの、終生、プロベーションサービスによる監督が継続する。	①1年以下の自由刑を言渡す場合、2年以上5年未満の範囲 ②裁判所が命じた期間。	①1年以下 ②18月を限度とする。(2006年12月31日発効 12月を限度に改正)、40時間以上240時間以下(少年の場合はその半分)の公益奉仕労働 ③18月以上3年以下(2006年12月31日発効 12月以上3年以下に改正) なお、裁判所が定める期間のうちの一定期間に限って拘禁刑の執行を猶予することを決定できる。 ④予審の期間 ⑤釈放時に残刑期を下回することは出来ないが、刑期を最大で1年超えることができる。無期は、5年以上10年以下。	①1年 ②執行猶予期間(内) ③残刑期(10年以内) ④6月 ⑤2年。ただし1年に限り延長が可能。 ⑥6月以上2年以下の範囲内で保護観察審査委員会が決定した機関 ⑦6月 ⑧3年 ⑨3年。ただし1回に限り3年の延長が可能。 ⑩法律で定められた期間 ⑪6月又は1年	①2年以内で裁判所が定めた期間(3月未満の拘禁刑を言い渡すことも可能) ②1年以下で裁判所が定めた期間(拘禁刑も同時に言い渡し、その量刑は集中的処遇期間と同じ) ③刑期の残りの期間 ④12月以内(少なくとも6月の拘禁と薬物・アルコール中毒の治療を受けることが必要。)	①～④3年以内 ⑤刑期の残りの期間
保護観察等を行う実施機関	連邦裁判所事務局プロベーション部(連邦保護観察官) (各州においては、保護観察所・仮釈放事務所が担当。行政機関・司法機関に属するものがそれぞれあり。) ●保護観察官数(連邦のみ) 4,516人(2002)	内務省保護観察庁(ナショナル・プロベーション・サービス) 保護観察官 ●保護観察官数 7,984人(2003)	州の司法省に属する保護観察官 ●保護観察官数 2,101人(1990)	権限ある機関: 刑罰適用判事(大審裁判所において1人又は複数の裁判官が任に当たる) 実行機関: ソーシャル・ワーカー(保護観察官)(司法省) ●保護観察官数(成人事件のみ) 2,107人(2004年1月1日付け)	保護観察所(保護観察官) ●保護観察官数 532人(2002)	保護観察所(保護観察官) ●保護観察官(Community Correction officer)数 292人(2000)	州により異なる。オンタリオ州では矯正保護省。他の州では、司法省が所管していることが多い。 ●保護観察官数 約650人(連邦の仮釈放担当官。他に、矯正施設駐在保護観察官が約700人)(2000/01年度予算)
処分の内容	すべての保護観察対象者に対する行動上の要求として、必要的遵守事項と標準的遵守事項がある。特別遵守事項は、処遇に当たる保護観察官に付加的な制裁等の権限を与えるもの。 また、裁判所は、重罪犯罪者に対して保護観察を言い渡す時は、原則として、罰金、被害弁償又は社会奉仕命令のいずれかを特別遵守事項として課さなければならない。 その他の特別遵守事項として、社会内居住制限、自宅内居住制限、財産の開示、ドラッグアフターケア等がある。	社会内更生命令の場合、裁判所は標準的遵守事項(保護観察官との接触保持、住居変更届出等)に加え、事情に応じ、施設への出頭、治療を受けること等の付加的遵守事項を定めることができる。 遵守事項違反に対しては、1, 2回目は警告に止めることができるが、3回目以降は制裁手続が開始され、裁判所により社会内更生命令の取消、遵守事項の変更、罰金、社会内刑罰命令等の処分を科すことができる。	裁判所が定めた遵守事項及び指示並びに有罪判決を受けた者が申し出た申出及び確約を遵守することが求められる。 保護観察官は、裁判所が定めた時間間隔に従って、対象者の生活態度を裁判所に報告する。遵守事項、指示、申出、確約に対する違反に対しては、執行延期の裁判の撤回事由となる。	保護観察付執行猶予の場合、対象者は、一般遵守事項(監督処分)及び特別遵守事項の遵守が求められる一方で、更生のために福祉的援助及び物質的援助を受けることができる。 保護観察中に遵守事項に違反したときは、刑罰適用判事が執行猶予の全部又は一部の取消しの言渡しとあわせて裁判内容を仮執行して対象者を拘禁することができる。 仮釈放の場合、対象者には特別の遵守事項が定められるが、当該遵守事項は、刑罰適用判事の申出により、変更することができる。 仮釈放は、新たな有罪宣告、遵守事項違反等により取り消すことができる。 (なお、1997年の法律により、仮釈放者に対し、さらに、2002年の法改正及び2004年の政令により司法上の監督対象者に対し、電子監視装置を装着する処分が決定できるようになった。)	面接による指導(月1回10分程度)が中心であるが、保護観察に付加される社会奉仕命令や受講命令を通じた指導も行われる。 法定遵守事項及び特別遵守事項が課される。法定遵守事項は、以下のとおり。 1 住居地に定住し、正業に従事する義務 2 犯罪性のある者と交際しない義務と善行を維持する義務 3 保護観察官の指導・監督に応ずる義務 4 住居を転じ、又は1月以上の国内外の旅行のときあらかじめ申告する義務 特別遵守事項については、本人の特性などを考慮して課すことができる。対象者の生活力、心身の状態、犯罪又は非行の動機、居住地の環境から対象者が遵守することができ、自由を不当に制限しない範囲で改善・自立の助けになると認められるものでなければならない。 ・受講命令について 薬物乱用防止教育、違法運転教育、性暴力防止教育、家庭暴力防止教育などがある。対象者は主として執行猶予者で、約3分の2が保護観察に付されず受講命令のみの言渡しを受けた単独命令の対象者となっている。	社会内処遇命令、集中的処遇命令及び仮釈放命令に処せられた者は、保護観察官との接触の保持等の基本的遵守事項を守ることが義務付けられるほか、社会内処遇命令については無報酬の社会奉仕作業等のプログラム遵守事項が、集中的処遇命令及び仮釈放命令については、アルコールその他の薬物依存のプログラムの受講等の特別遵守事項が課せられる。 早期仮釈放許可を受けた者は、保護観察官の指導監督を受けるほか、社会奉仕作業等の義務が課せられる。	いずれの処分においても、必要的遵守事項と付加的遵守事項が付される。共通した必要的遵守事項は、善行保持を求めるもの、住居・仕事・氏名等の変更時には保護観察官(裁判所)に報告すること、国内(又は管轄区域内)から出ないこと、一定のプログラムに参加すること等。

	アメリカ (主として連邦について記載) 	イギリス (イングランド&ウェールズ) 	ドイツ 	フランス 	韓国 	オーストラリア 	カナダ 
仮釈放(早期釈放)について	<p>◆州においては仮釈放委員会の決定により刑期途中で条件付釈放を認めるという我が国のような仮釈放制度を設けているところが多い。仮釈放適格を取得する日の決定方法は、州によって多様であるが、多くの州では、宣告刑の刑期の3分の1を服役することによって仮釈放適格を取得する。仮釈放対象者の指導監督は、州仮釈放事務所(又は州プロベーション・仮釈放事務所)が行う。</p> <p>◆連邦においては、刑務所からの満期釈放後、元の刑とは別に、1年以上5年以下の期間、保護観察所の指導監督が付される指導監督付釈放制度が導入されている。裁判所での拘禁刑の宣告に際して、拘禁刑として拘禁期間と釈放後の指導監督期間が言い渡されることとされており、仮釈放と異なる点は、釈放後の指導監督期間は、拘禁刑の一部ではないことである。指導監督付釈放制度による釈放期間中に遵守事項に違反すると、指導監督期間、刑務所に收容される。</p> <p>◆このほか、連邦及び多くの州で「善時制」が導入されており、受刑者の積極的な活動(施設内作業の実施、教育や更生のためのカウンセリングの受講等)を根拠に拘禁期間の短縮が認められている。</p>	<p>◆受刑者の早期釈放・仮釈放の決定及び取消は、内務大臣の権限であるが、中央組織である仮釈放委員会(Parole Board)に権限の一部(15年未満の拘禁刑受刑者の釈放の決定、15年以上の拘禁刑受刑者の釈放に係る内務大臣への勧告等)が委任されている。</p> <p>◆仮釈放については、①自動的無条件釈放、②自動的条件付釈放、③裁量的条件付釈放がある。</p> <p>① 12月未満の拘禁刑の言渡しを受けた者については、刑期の2分の1に達したところで、自動的、かつ、無条件で仮釈放に付される。</p> <p>② 12月以上4年以下の拘禁刑受刑者については、刑期の2分の1に達したところで条件を付して自動的に仮釈放される。刑期の4分の3まで保護観察の対象となる。それ以降は、刑期終了までが責任期間として再犯による取消がある。</p> <p>③ 4年以上の拘禁刑の言渡しを受けた者については、刑期の2分の1から3分の2の間に仮釈放委員会の勧告があれば、内務大臣は受刑者を条件付で釈放することができる。刑期の4分の3まで保護観察の対象となり、それ以降は、刑期終了までは責任期間として再犯による取消がある。</p>	<p>◆宣告された刑の3分の2以上の執行が終わり、公共の安全の利益を考慮しても、執行延期に責任を持つことができ、当該有罪判決を受けた者が同意している場合には、その者の残刑の執行を延期しなければならない。</p> <p>◆残刑の執行を延期された者が、裁判所が定めた保護観察期間を無事に過ごした場合、裁判所は残刑を免除する。</p>	<p>◆仮釈放の目的は、有罪を言い渡された者の再統合と再犯の防止にある。</p> <p>◆法律が定める犯罪につき20年以上の自由刑の実刑判決を受けた者については、保安期間(応当日)を経過した後でなければ、仮釈放等に関する規定の適用を受けることはできない。</p> <p>◆保安期間を前提に、執行刑期が残刑期以上になった場合に、仮釈放は決定できる(ただし、累犯の場合は、執行刑期が残刑の2倍以上であることを要す)。</p> <p>◆言い渡された自由刑の刑期が10年以下である場合、又は、当初に言い渡された刑にかかわらず、残刑の身柄拘束期間が3年以下である場合、仮釈放は、刑罰適用判事によって決定される。それ以外の場合には、仮釈放は、刑罰適用裁判所によって決定される。</p>	<p>◆①成人受刑者の仮釈放は仮釈放審査委員会(矯正局所管)が、②少年受刑者の仮釈放・少年院在院者の仮退院は保護観察審査委員会(保護局所管)が、それぞれ担っている。</p> <p>◆①成人受刑者の場合は、無期刑は10年、有期刑は刑期の1/3を経過した後、②少年受刑者の場合は、無期刑は5年、15年の有期刑については3年、不定期刑は短期の1/3を経過したとき、それぞれ仮釈放を許可することができる。</p> <p>◆仮釈放期間は残刑期間であるが、無期も含め、10年が最大とされている。</p> <p>◆仮釈放期間中は、原則として保護観察に付されるが、保護観察に付さないこともできる。その場合は、保護観察審査委員会経由で法務部長官(実務上保護局長)が判断を行う。</p>	<p>◆裁判所は、12月以上の拘禁刑を言渡す場合、刑の一部として仮釈放が許されない最低拘禁期間を定める。</p> <p>◆最低拘禁期間の経過後、仮釈放委員会により、仮釈放の決定と遵守事項を定めることになる。</p> <p>◆仮釈放された後は、社会内処遇命令と同様に、遵守事項を遵守するべく保護観察官により指導を受けることとなる。</p>	<p>◆全国仮釈放委員会が、連邦刑務所の受刑者に関する仮釈放、州仮釈放委員会のない州刑務所の受刑者の仮釈放を担っている。</p> <p>◆連邦の仮釈放としては、フルパロール、フルパロールが許されない場合の法定釈放(自動的釈放)、フルパロールや法定釈放の準備のためのデイパロールがある。このほか一時的外出という制度もある(監護付きの場合は刑務所長が、監護が付かない場合は仮釈放委員会が許可する。)</p> <p>◆応答日について(④法定釈放については、釈放時期)</p> <p>①一時的外出:フルパロールの応答日の1/2又は6月(遅い方)、刑期2年未満の場合は州の規定による</p> <p>②デイパロール:フルパロールの応答日の6月前又は6月(遅い方)、刑期2年未満の場合はフルパロールの応答日の1/2</p> <p>③フルパロール:刑期の1/3又は7年(早い方)</p> <p>④法定釈放:刑期の2/3で自動的に釈放、刑期2年未満には適用なしとされている。</p> <p>◆パロール又は法定釈放で釈放される者には遵守事項が付され、地区仮釈放事務所の保護観察官の指導監督下に置かれる。</p>
民間補助者の有無、事務内容等		認可更生保護施設等の民間の関係機関・団体や各種のボランティアが活用されている。		許可を受けた民間団体(少年保護団体)にも、エデュカートル(少年担当保護観察官)が配置されており、司法省からの委託少年だけでなく、広く少年の社会的援助活動を実施している。	有り(犯罪予防自願奉仕委員)少年を中心とした保護観察事件を担当。委員への担当依頼は、保護観察事件の全体の約20%にとどまっている。	有り 保護司(社会内処遇命令に処せられた者のうち、プログラム受講を遵守事項として指示された者に対する保護観察の実施)	有り 仮釈放者に対する仕事や社会性を身に付ける等の手助けを行っており、研修も充実している。